

A社 会社カテゴリ：A（大会社上場）

日付：2019/11/5

	メモ欄
1.a「利用ガイド」があれば、新任でもセルフチェック可能か？	セルフチェック可能かと思う。
1.b「全文版」と「確認事項版」のどちらを利用するか？	両方を利用している。「全文版」は法令参照目的、「確認事項版」は監査調書等整理時に、おさらいをする場合に使用する。
1.c「確認書」、「利用ガイド」の解説会についてのご意見	解説会は、年に一度改定時に実施されれば十分と思う。
2. 具体的な利用方法の参考事例 ・利用頻度は四半期とあるが、他の社外監査毎役も利用されているか。 ・チェック後の監査役職務確認書をどのように利用されているのか。	・初年度に監査役会：社外2人/社内2人（常勤監査役自身含む）に紹介して一読願っている。 ・「確認書」をカスタマイズするのは常勤監査役（社内1名）での作業である。基本的に監査調書等整理時におさらいをする際の利用である。 ・「会計監査人とのコミュニケーション」の評価項目チェック（協会の30項目）は3人が個別に作成して監査役会でまとめて審議する。
5. その他、「確認書」の改善提案等、ご提言など ・「実務マニュアル」との併用の仕方はどのように工夫されたのか。 ・2020年より適用のKAMについての〔確認事項〕の具体的記載案とは。 ・法令等の課題の「解説会」開催の要望をもう少し説明いただきたい。 ○わかりづらい記載の箇所や、修正が必要と思われる言い回しや、表現があるかどうか。	・基本的には「監査役実務マニュアル」を熟読し、監査役の業務について理解を深めた上で「確認書」（全文版）の法令説明を参照する。 ・内閣府令の改正によって、有報での監査の状況（開示項目）、監査役活動内容の記載が義務付けられて今期から適用される。KAMについては、来年度以降から適用となるが、監査計画（期初、期中、期末）の段階から会計監査人との連携が重要となる。 「監査役に監査の状況」を記載する必要がある等、留意すべき事項を〔確認事項〕に追加すべきと考える。 ・確認事項が説明と合っていない部分がある。「相当性の判断を行う」とあるが、何を以て判断するのか、不明である。 ・「確認書」の〔説明〕と〔確認事項〕に出てくる「相当性」というのは何の根拠で判断するのかをもう少し突っ込んで記載が欲しい。 ・「確認を保留する」という回答があるが、自分は必ず記載する形式で作成しており、保留と言う項目はない。 →指摘した内容については、翌年「指摘事項を確認した」と記載している。P D C Aが監査役の仕事だと思っている。

B社 カテゴリ：C1（中小会社上場）

日付：2019/11/7

	メモ欄
1.a「利用ガイド」があれば、新任でもセルフチェック可能か？	「利用ガイド」の用語説明をもう少し充実させると良いと考える（以下、5. 参照）
1.b「全文版」と「確認事項版」のどちらを利用するか？	両方を利用し、「確認書事項版」をチェック後に回収している。
1.c「確認書」、「利用ガイド」の解説会についてのご意見	年一回の改訂解説の他に、監査基礎講座で「監査役職務確認書」の解説会を開催することが良いように思う。
2. 具体的な利用方法の参考事例 ・利用頻度は四半期ごととあるが他の社外監査役も利用しているか。 ・チェック後の監査役職務確認書をどのように利用されているのか。 ・カスタマイズの仕方や工夫について教えていただきたい。	・年度末に常勤(社外)監査役1名・非常勤（社外）2名に、常勤監査役より「確認書」を配布し、活用した。 ・各自の持ち寄った「確認事項」を監査役会において相互チェックし監査役各自の品質向上や次年度の監査計画の検討に役立てている。 ・「確認書」のカスタマイズは実施していない。→取締役会へは「確認書」の結果等は報告しないが監査計画は報告している。
5. その他、「確認書」の改善提案等、ご提言など。 ・非上場会の結果取りまとめでどのような改善提案があるか。 ○わかりづらい記載の箇所や、修正が必要と思われる言い回しや、表現があるかどうか。	・非上場会における「確認書」アンケート結果からは、以下の改善提案4項目ある。 ①対象外回答が想定される質問には、回答項目として「その他（理由： ）」の新設検討が必要 ②実際の対応 or 心構えの確認、いづれなのか、明確にする必要がある。 ③「・確認を保留する。」に、「・確認を保留（理由： ）」に、一部字句追加修正の検討が必要 ④常勤監査役と非常勤監査役の業務分担等の差異に留意した質問配列、質問文検討が必要 ・「利用ガイド」には、監査役としての基本的知見について、確認する項目、或いは、用語説明のような項があった方が良いという意見もある （例：大会社の会社法上定義、社外監査役及び社外取締役の資格要件、独立役員の資格要件、常勤監査役の要件、親会社との利益相反取引、内部統制報告書、監査役の法定外その他監査職務範囲 等々）。

C社 会社カテゴリ：B2（大会社非上場・独立系）

日付：2019/11/28

	メモ欄
1.a 「利用ガイド」があれば、新任でもセルフチェック可能か？	「利用ガイド」は使ったことがないので判らない。「確認書」の利用の仕方は前任者から後任監査役への引継ぎが重要と考える。
1.b 「全文版」と「確認事項版」のどちらを利用するか？	今期は「確認事項版」のみを利用したが、取締役への説明時には「全文版」参照を必要とする。
1.c 「確認書」、「利用ガイド」の解説会についてのご意見	監査基礎講座の修了時に「解説会」を開催するのが良いかもしれない。新任者にとってすぐに内容を理解するのは難しい。
2. 具体的な利用方法の参考事例 ・利用頻度は四半期ごととあるが他の社外監査役も利用しているか。 ・監査役職務確認書（チェック後）を取締役面談に活用しての効果は？ ・カスタマイズの仕方や工夫について教えていただきたい。	・社外監査役（二人）は利用していない。社外監査役の職務分担は社内重要会議等への出席が主たる役割としている。 ・取締役とは半期ごとに「取締役職務執行確認書」の見直しをする面談を実施しているがその際に職務状況の照合確認に役立てている。 ・カスタマイズはしていない。該当なしの項目がある時には、コメント欄を利用している。 ・「確認書」の読み合わせ等は行わないが、社外監査役へは「確認書」の内容をデータ情報として提供することはある。
5. その他、「確認書」の改善提案等、ご提言など。 ・〔確認事項〕「確認を保留する」チェック欄の削除ご要望について ○わかりづらい記載の箇所や、修正が必要と思われる言い回しや、表現があるかどうか。	・監査役の自己チェックリストであるのに、〔確認事項〕に「確認を保留する」はおかしいという意味である。 →本項目の下欄の〔コメント欄〕に記載することで対応可能なので、現状のままでも対応は可能である。

D社 会社カテゴリ：A（大会社上場）

日付：2019/11/29

	メモ欄
1.a 「利用ガイド」があれば、新任でもセルフチェック可能か？	ある程度の監査役職務の経験（または経理や内部監査職務の経験）がないと難しい。
1.b 「全文版」と「確認事項版」のどちらを利用するか？	「全文版」を利用している。
1.c 「確認書」、「利用ガイド」の解説会についてのご意見	「利用ガイド」の解説会は開催して欲しい。監査基礎講座で各テーマの解説と同時並行で取り上げてもらおうと良いかと思う。
2. 具体的な利用方法の参考事例 ・利用頻度は四半期ごととあるが他の社外監査役も利用しているか。 ・チェック後の監査役職務確認書をどのように利用されているのか。 ・カスタマイズの仕方や工夫について教えていただきたい。	・常勤監査役2人（社内プロパー）と社外監査役2人（元政府、元銀行関係者）の体制であるが、主たる確認書の利用は常勤1名である。 ・「確認書」の内容を読んで気づいた点をメモ程度で残す方法で、自身のチェック用として利用している。 ・初めはカスタマイズして内部統制・内部監査や会計監査の処を共有しようと考えたが、時間取れずにまだそこまでの工夫に至っていない。
3. 「確認書」を利用する必要な時とはどのような時でしょうか。	・新任で着任した際、前任者の監査計画に沿って監査を実施したが、不足項目があるかと感じて「確認書」の当該項目内容を確認した。 ・また、内部統制の在り方、会計監査人の選定に関する項目等、調べたいことについて参考資料として確認をした。 ・順番に読み進めるというよりも、自分の関心の高いところとか疑問があれば説明から読み始めるような使い方をしている。
5. その他、「確認書」の改善提案等、ご提言など。 ・今年度5月「監査役職務確認書解説会」で三様監査連携の〔確認項目〕を付記すべきという意見が出ていたがどのように思うか。 ・〔確認事項〕〔説明〕〔監査のツボ〕に何か補足すべき点は？ (例) 社外監査役との連携、社外取締役との連携等 ○わかりづらい記載の箇所や、修正が必要と思われる言い回しや、表現があるかどうか。	→KAMについての「確認書」へ新規追加の具体的な提言は監査役職務確認書委員会へ提出済み。 ・会計監査人との連携の部分をどのように進めるべきかという具体的な実務指針について少し悩みはある。 (監査役会で会計監査人の再任について意見交換を行っているが、会計監査人の選定・評価のところは難しい。)

E社 会社カテゴリ：C2（中小会社 その他）

日付：2019/12/2

	メモ欄
1.a 「利用ガイド」があれば、新任でもセルフチェック可能か？	セルフチェックが出来ているかはよく判らない。
1.b 「全文版」と「確認事項版」のどちらを利用するか？	主として「確認事項版」を読んで解らないことのみに「全文版」を参照する。
1.c 「確認書」、「利用ガイド」の解説会についてのご意見	解説会だけでは理解が難しい。具体的な監査役職務の事案を紹介してもらいたい。
2. 具体的な利用方法の参考事例 ・利用頻度は四半期ごととあるが他の社外監査役も利用しているか。 ・チェック後の監査役職務確認書をどのように利用されているのか。 ・カスタマイズの仕方や工夫について教えていただきたい。	・四半期ごとに自らの職務の振り返りで利用している。他の常勤監査役（社内）が「確認書」を利用しているかは知らない。 ・自分の関心の高いところや確認したいところを確認して参照するが、「確認書」にチェックまでは入れずに読む程度である。 ・カスタマイズまでは行っていない。
3. 「確認書」を利用する必要な時とは？	四半期に一度の職務振り返りが目的である。
5. その他、「確認書」の改善提案等、ご提言など。 ・ハードルを低くする方法（〇〇、△△、XX）のイメージについて ○わかりづらい記載の箇所や、修正が必要と思われる言い回しや、表現が有るかどうか。	・「確認書」の内容は内部監査部門の出身者であれば理解できるかもしれないが、初めて監査職務に携わる新任者には難解である。 ・「確認書」の解説の仕方（1.cも参照）についての工夫が欲しい。具体的な職務対応に関する設問（チェック項目）としてもらいたい。 → 例）もっと「形」にして、具体的な設問に回答することで「監査役が何をすべきか。」を理解し、体得していくのではないかと。 ・業種業態によって異なる課題があると思われるが、「監査役が善管注意義務違反に問われないようにするためには最低限何を必要とするのか。」を判り易く記載してもらおうと良い。 →例）内部統制システムはきちんと運用する必要があるけれども、会社によって抱える問題は様々である。労務管理が出来ていない会社の場合、監査役はどのような視点で取締役会へ改善を提言すべきかについて、大きな項目を具体的な確認事項を事例として設問にする手引書のような形式にするのが良いかと考える。

F社 会社カテゴリ：B1 (大会社非上場・企業集団)

日付：2019/12/3

	メモ欄
1.a 「利用ガイド」があれば、新任でもセルフチェック可能か？	可能かと思う。
1.b 「全文版」と「確認事項版」のどちらを利用するか？	「全文版」を読んで参照しながら自社に必要なところ（上場会社の子会社に関連する事項）を選択して利用した。
1.c 「確認書」、「利用ガイド」の解説会についてのご意見	「利用ガイド」にフォーカスを当て、「確認書」をどのように使ったらよいかを現役監査役に解説するのは意味があると思う。
3. 「確認書」を利用する必要な時とは？ (必要な時の利用者)	1年目の終わり頃、自らの職務の振り返りを目的として常勤監査役のみ自己チェック用として利用した。 2年目は会社の経営体制が大幅に変わったことや監査役会も社外中心となり、現時点で積極的な利用は行っていない。 確認項目の多くは、監査役自身の判断に依存するものも多く、どこまで行えばやったといえるのか（チェックをできるか）に対しては、監査役自身の判断に依存する。確認書の目的次第であるが、もし有事の際のエビデンスとして考えるのなら、チェックすることに関して、慎重にならざるを得ない懸念もある。あくまでもセルフチェック用であれば、これを内部で公式に残すかどうかは監査役の判断だと思ってしまう。
5. その他、「確認書」の改善提案等、ご提言など。 ・「確認書」は監査役職務のセルフチェック用が狙いで作成されているが、今後利用者を増やす意味でどのような工夫をすべきと思うか。 ○わかりづらい記載の箇所や、修正が必要と思われる言い回しや、表現が有るかどうか。	・「確認書」の内容は詳しく説明されており、大変参考になる。 期待 内容としては素晴らしいので、現役監査役、特に、新任監査役にとって、一層、役立つ確認書に進化すること。 1) 確認書のカバレッジ ・あくまでも法令基準の項目なのか？それとも、期待される職責をふまえたものか、確認書のカバレッジを明確にしたい。 CGコード、「監査役職責と心構え」と確認書の位置付けを明確にしたらどうか？ ・どちらにしても『監査役職責と心構え』（日本監査役協会の監査役監査基準第2章第2条）を参考にした解説を「利用ガイド」の前文に追加してはどうかと思う。 昨今の監査役は法的な対応だけでなく、もっと広い職責が望まれている点を各自に考えてもらうのが良いかと思う。 2) 区分等により、監査役が、業態、会社区分、各社状況に合わせて選択できる項目を極力わかりやすくできないか？ ・例えば、1) 法的に必須な項目 2)法的にグレーな部分 3)期待される監査役の職責もふまえて、拡大することが望ましい項目 等 ・「確認書」はいわゆる公開・大会社を前提としたベストプラクティス中心のフルオプションであるため、 『活用にあたっては"カスタマイズ"を推奨する』という「利用ガイド」の記載があるが、"カスタマイズ"の判断基準が欲しい。 →「確認事項」の各項目の重要度区分を法令上における善管注意義務に当たる監査役職務と直ちに法令違反には問われないが会社の状況等によっては確認が推奨される項目等に区分分けする提案は良いと思う。また、確認事項に会社区分（法令上、機関設計等）の条件付記を充実させることにより活用しやすくするための工夫も良いと考える。

【会社カテゴリ】

A 大会社上場

B 大会社非上場 B1 企業集団

B2 独立系

C 中小会社 C1 上場（準備含む）

C2 その他